

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変

更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告

する。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号ほか

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか

(3) 変更する事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

変更前 代表取締役 山下雄輔

変更後 代表取締役 佐藤一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

変更前 代表取締役 山下雄輔

変更後 代表取締役 佐藤一郎

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社エム・デー・ケイ

変更前 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南100番地1

変更後 徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1

エ 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社三城 東京都中央区銀座2丁目7番17号

(4) 変更年月日

平成19年4月25日

(5) 変更理由

(3)のア及びイの事項 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(3)のウの事項 市町村合併による住居表示の変更のため

(3)のエの事項 ショッピングセンターの業態拡充に伴う小売業者の追加を行うため

2 届出年月日

平成19年4月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年4月20日（金曜日）から同年8月20日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日

から4月以内（平成19年8月20日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土

庄町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ